

第10回市島地域市立小学校統合準備委員会次第

日時：R5.3.13（月）19:30～

場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 地域部会からの報告及び承認事項

(1) 竹田・前山地域部会

【承認事項】

①スクールバス停留所の位置について（資料P1～P4）

②「校歌歌詞」「校章デザイン」の選考方法について（資料P1/P5～P8）

(2) 吉見・鴨庄・三輪地域部会

【報告事項】

①三輪小学校の統合の時期について（資料P9～P13）

4 市島地域市立小学校統合準備委員会（全体会）の在り方について（資料P14～P17）

5 その他

6 次回委員会の日程について

・日 時 月 日（ ）19時30分～

・場 所

7 閉 会

—MEMO—

A series of horizontal dashed lines for writing.

会議記録

令和4年2月15日

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第13回竹田・前山地域部会
- 日時 令和5年2月14日（火）19:30～20:45
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：青木修、余田義信、笹倉博、荻野幸広、藤田泰生、余田亜美
足立和宏、吉見典彦、余田淳子
[事務局]
教育総務課：足立次長、足立副課長、船越係長 畑中
学校教育課：池内次長

●内 容

1 スクールバス停留所の位置について

事務局より、専用スクールバスを運行する際のバス停留所位置と経路の案について説明し、意見を伺った。

【決定事項】

- ・スクールバス停留所の位置は事務局提案のとおりとする。バスの経路については、今後
も引き続き安全かつ効率的なルートを検討していく。

2 校歌歌詞・校章デザインの選考方法について

現在、公募を行っている校歌歌詞と校章デザインの選考方法について、事務局より選考要領を提案し、意見を伺った。

【決定事項】

- ・事務局提案の選考要領の通り選考を実施する。

【その他】

- ・地元の住民の中で音楽活動をしている方もおり、作曲の公募はしないのかという意見が寄せられている。作曲の公募は実施できないのか。
 - ・先に作曲をしてから歌詞をつけるほうが望ましいという声もあった。
 - ・作曲を公募した場合、全ての曲を委員で聴いて判断するのが難しいのであれば、有識者等により何作品かに絞られた作品の中から委員で選考してはどうか。
- ⇒作曲者の選考については未定であり、公募が不可能という訳ではない。校歌歌詞が決定する次回以降の部会で改めて検討する。ただし、校歌歌詞の公募は既に開始しているため、選考された歌詞を使用することを前提とする。

3 市島地域市立小学校準備委員会（全体会）の在り方について

事務局より、『丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱』の改正案を提示し、委員の意見を伺った。

【決定事項】

- ・事務局提案のとおり、『丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱』を改正することが決定した。

●その他

- ・次回以降日程 未定

専用スクールバス想定ルート（登校）

- 1便目 ①前山ふれあいセンター→②今中橋→⑤竹山小
- 2便目 ⑤竹山小→④八日市→③宮ノ下→⑤竹山小

【竹山小】
 ○ 1便目
 ・ 7:39着
 ・ 7:41発
 ○ 2便目
 ・ 7:54着

【1便目】計29名
 ・ 前山ふれあいセンター：16名
 ・ 今中橋：13名

【2便目】計26名
 ・ 八日市：22名
 ・ 宮ノ下：4名

7:30発
 ①前山ふれあいセンター



7:33発
 ②今中橋

7:49発
 ③宮ノ下

7:46発
 ④八日市



専用スクールバス想定ルート（下校：2便）※一斉下校

- 1便目 ⑤竹山小→①前山ふれあいセンター→②今中橋 →
- 移動 ②今中橋→⑤竹山小 →
- 2便目 ⑤竹山小→④八日市→③宮ノ下→⑤竹山小 →

①前山ふれあいセンター



②今中橋

③宮ノ下

④八日市



専用スクールバス想定ルート（下校：1便）※時差下校

⑤竹山小→④八日市→①前山ふれあいセンター
→②今中橋→③宮ノ下→⑤竹山小

⑤竹山小



①前山ふれあいセンター



③宮ノ下



②今中橋



④八日市

竹田・前山統合小学校 校歌歌詞選考要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、「竹田・前山統合小学校校歌歌詞募集要項」により応募された校歌歌詞（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考基準）

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- （1） 児童が理解しやすい歌詞であること。
- （2） 竹田・前山地域の自然、文化及び歴史などがイメージできる歌詞であること。
- （3） 児童に夢や未来への希望が伝わるような明るい印象の歌詞であること。
- （4） 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている歌詞であること。
- （5） 「竹山小学校」又は「竹山」の文字を含む歌詞であること。

（選考委員）

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- （1） 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する
竹田・前山地域部会に所属する委員 11名
- （2） 有識者 丹波市立竹田小学校に所属する教員 2名
丹波市立前山小学校に所属する教員 2名

（オブザーバーの参加）

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- （1） 丹波市立市島中学校に所属する国語科教員
- （2） 丹波市立市島中学校に所属する音楽科教員

（選考の手順）

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- （1） 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- （2） 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- （3） 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を竹田・前山統合小学校の校歌歌詞案とする。

(定足数)

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を丹波市市島地域市立小学校の校歌歌詞案とする。

- 2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を竹田・前山統合小学校の校歌歌詞案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決定するものとする。

竹田・前山統合小学校 校章デザイン選考要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、「竹田・前山統合小学校校章デザイン募集要項」により応募された校章デザイン（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考基準）

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- （1） 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章であること。
- （2） 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章であること。
- （3） 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章であること。

（選考委員）

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- （1） 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する
竹田・前山地域部会に所属する委員 11名
- （2） 有識者 丹波市立竹田小学校に所属する教員 2名
丹波市立前山小学校に所属する教員 2名

（オブザーバーの参加）

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- （1） 丹波市立市島中学校に所属する美術科教員

（選考の手順）

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- （1） 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- （2） 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- （3） 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

（定足数）

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。

3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、総務部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。

4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。

3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。

4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決めるものとする。

会議記録

令和5年2月21日

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第8回 吉見・鴨庄・三輪地域部会
- 日時 令和5年2月20日（月）19:30～20:30
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：高谷高義、木寺章、湊上利美、由良英樹、加藤宏生、長井勇人
松本和樹、波多野真由奈、坂谷幸久、足立圭造、内田順子
中澤正樹、田野悟
教育総務課：足立次長、足立副課長、船越係長、畑中、小田
学校教育課：足立浩基

●協議事項 三輪小学校の統合の時期について

三輪小学校の統合に係る吉見小学校の施設改修スケジュール案を事務局より提示し、委員の意見を伺った。

【意見等】

- ・美和地域としては一旦持ち帰って話し合いをしてから後日決定する形をとりたい。
- ・美和地域では施設改修により、グラウンドや駐車場が狭くなるなど学校施設が手狭になることを懸念している保護者もいる。また、普通教室以外の部屋を必要とする児童の部屋を確保することができるのか。
- 教室数は前回の部会の意見も考慮し、ぎりぎりの教室数ではなく、学校の運営上必要となる教室数を確保する予定としている。（事務局）
- ・来年度の中頃までには設計の予算を計上する必要があるため、令和8年度の統合を希望される場合は早く決定する必要がある。（事務局）
- ・令和8年度統合の案を今回提示しているが、それより後の統合を希望されても同じような改修を実施できるかは断言できないことをご留意いただきたい。（事務局）
- ・学校が統合することで人数が増えることによるメリットと課題が両方考えられると思うので、それぞれ両方を考慮して統合の時期については検討いただきたい。

【決定事項】

- ・今後美和地域で改めて意見を徴収し、次回の地域部会で美和地域の意見を表明し、統合の時期を決定する。

2 市島地域市立小学校準備委員会（全体会）の在り方について

事務局より、『丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱』の改正案を提示し、委員の意見を伺った。

【決定事項】

- ・事務局提案のとおり、『丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱』を改正することが決定した。

●その他

- ・次回日程
令和5年3月7日（火）午後7時30分から
ライフピアいちじま 研修室

三輪小学校の統合の時期について

1 これまでの状況について

【児童数・学級数の予測】

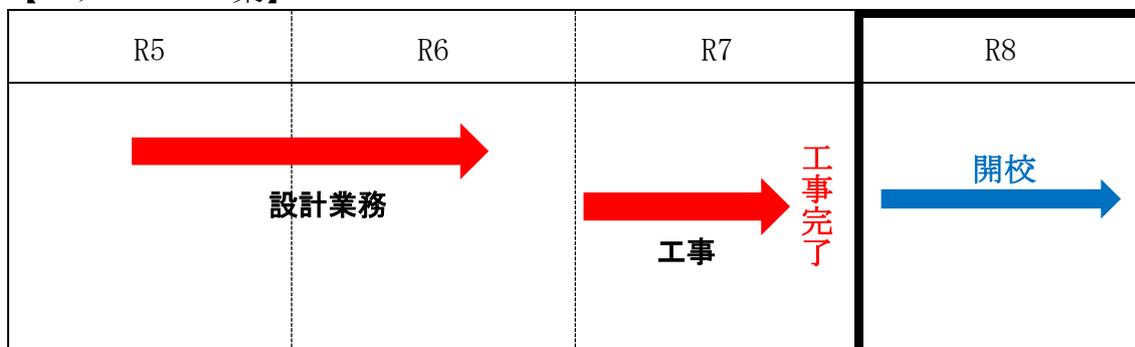
R3	児童数・学級数の予測から 最短でR8に三輪小学校の統合が可能 としていた。
R4	年度が変わったことにより、改めて児童数・学級数の予測を行ったところ、住居の移動や35人学級の適用により、 大規模な増改築を行わない場合は、最短で令和12年度以降でない と統合をするのは難しい状況となった。

【部会での意見】※会議録より

時期	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校やこども園の保護者からは「できるだけ早く」という強い意見が寄せられていることも考慮し、令和12年度を待たずにできるだけ早く統合を実施してほしい。 ・元々は令和8年度に統合が可能という見込であったので、令和12年度よりは早く統合をしてほしい。 ・美和地域としては、見通しが立たない令和12年度「以降」という表現について不安に感じている。
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・35人に近い学級数になるとそれを二つの教室に分けて授業を実施することも多いため、教室数に余裕がない学校では良い教育環境を確保できないのではないかと心配している。 ・提案されている教室数では絶対に部屋が足りない。不登校児童や通級教室に加え、保護者と面談する部屋も必要となる。 ・余剰教室がないと、急遽児童数が増えて教室が必要となったときに対応できない。

2 吉見小学校施設改修と三輪小学校統合の時期について

【スケジュール案】



3 今後協議が必要となる事項

①校名・校歌・校章の検討

②通学支援（スクールバス等）の検討

③コミュニティ・スクール統合の検討

④PTAの統合について

：既に3校で統合に向けての協議を実施している。

⑤アフタースクールについて

：吉見アフタースクールを利用することで概ね了承いただけることを確認済み。

⑥幼小連携の充実

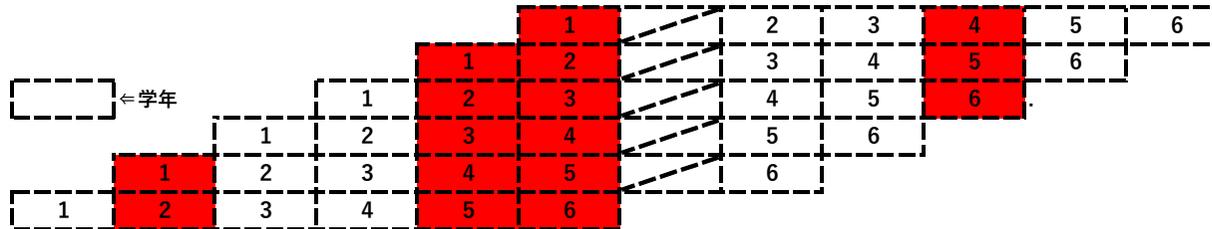
：地域ヒアリングや部会で充実を求める意見があり、段階的統合を実施した理由の一つでもあったため、推進を図っていく必要がある。

吉見・鴨庄・三輪 児童数及び学級数の推移

【吉見・鴨庄・三輪】

R4.3.31住民基本台帳データより

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
吉見小学校	10	17	17	13	16	16	89	11	16	20	20	18	18	103
鴨庄小学校	7	7	4	9	11	11	49	4	7	11	7	8	3	40
三輪小学校	9	13	8	12	10	20	72	12	10	25	11	11	15	84
合計（吉見・鴨庄）	17	24	21	22	27	27	138	15	23	31	27	26	21	143
合計（吉見・鴨庄・三輪）	26	37	29	34	37	47	210	27	33	56	38	37	36	227



年度	学級数
R5	8
R6	9
R7	9
R8	8
R9	9
R10	9
R11	8以上
R12	7以上

: 10人未満の年齢

: 10人未満かつ複式学級又は複式学級の可能性がある年齢

: 36人以上になり、2学級になる年代

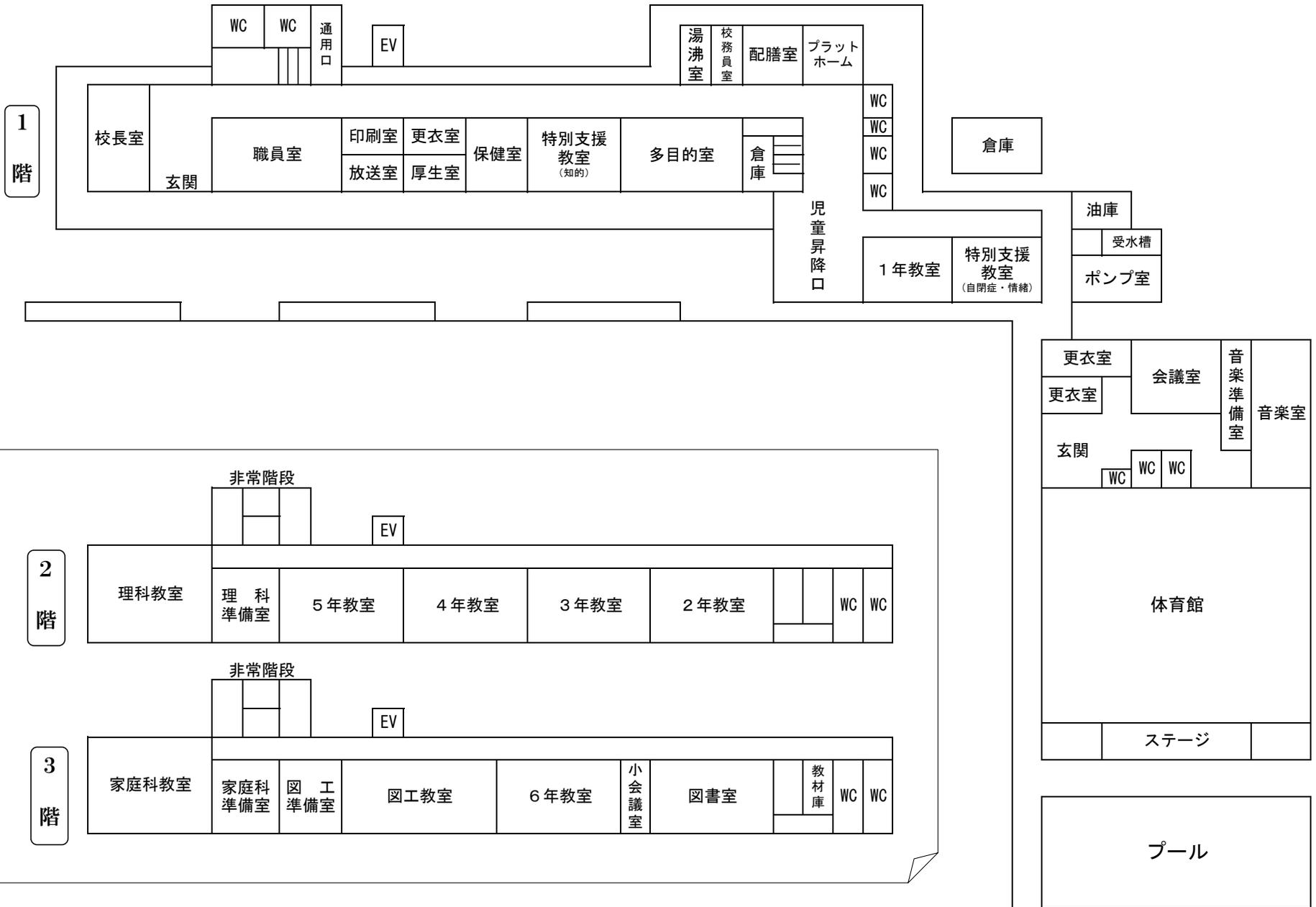
: 36人以上になるが、学級人数引き下げの段階的措置により、当該年度では40人学級が適用される年代

【三輪小学校統合時期の検討に係るこれまでの経緯】

・現状の吉見小の改修を最小限で三輪小学校の統合を実施する場合、7クラスとなる**R8**を**最短**としていた。

⇒移動等により予定児童数が増加したため、大規模な増改築を行わない場合は、最短でR12以降でないとは統合するのは難しい。

令和4年度 吉見小学校 校舎配置図



丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校（以下「市島地域4小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関する事。
- (2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関する事。
- (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めた事。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に関し識見を有する者
- (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者
- (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者
- (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者
- (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者
- (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全体会
- (2) 部会

(全体会の構成)

第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。

(全体会の会議)

第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の構成)

第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。

2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。

2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。

3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(識見を有する者の出席)

第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校(以下「市島地域5小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。 2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (部会の設置)</p>	<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校(以下「市島地域4小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 全体会</u> <u>(2) 部会</u> <u>(全体会の構成)</u></p>

<p>第7条 準備委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の内容及び構成については、準備委員会で協議の上、決定する。</p> <p>3 部会は、協議の経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。</p> <p>(部会の部会長及び副部会長)</p> <p>第8条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。</p> <p>3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。</p> <p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の会議)</p> <p>第9条 部会の会議は、第6条の規定を準用する。</p> <p>(識見を有する者の出席)</p> <p>第10条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月24日から施行する。</p>	<p>第7条 <u>全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。</u></p> <p>(<u>全体会の会議</u>)</p> <p>第8条 <u>全体会は、委員長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p>(<u>部会の構成</u>)</p> <p>第9条 <u>部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。</u></p> <p>2 <u>部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。</u></p> <p>(<u>部会長及び副部会長</u>)</p> <p>第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。</p> <p>3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。</p> <p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の会議)</p> <p>第11条 <u>部会の会議は、第8条の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。</u></p> <p>(識見を有する者の出席)</p> <p>第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月24日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
---	---